

資	料	提	供
平成22年9月24日			
担	当	財	政
(担	(木
当	当	村)
者)		
電	話	(0857-26-7043
内	線)	

平成22年9月定例県議会付議案（第1次追加提案分）

議案第26号 平成22年度鳥取県一般会計補正予算

議案第27号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、企業立地事業に対する助成を拡充する等所要の改正を行うものである。

(概 要)

企業立地事業補助金について、知事特認による新たな加算措置を創設する。

①補助対象事業

低炭素型産業（二酸化炭素の排出量の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業）に関するもので、知事が要綱で定めるもの

※ 国の「低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金」の交付決定を受けたものに限定するよう要綱に定める。

②補助対象経費

企業立地事業補助金の対象経費のうち、国の補助対象となる経費

③補助額

- ・投下固定資産額のうち、補助対象経費の5%
- ・リースの費用については、初年度賃借料の25%
- ・限度額10億円

※ 今回加算措置を創設する事業に関しては、従来の知事特認と併せて、上記の額が加算される。

[公布施行]